

津市建設工事執行規則

平成 18 年 1 月 1 日規則第 41 号

改正 平成 19 年 1 月 15 日規則第 2 号
改正 平成 19 年 3 月 30 日規則第 4 号
改正 平成 20 年 6 月 1 日規則第 46 号
改正 平成 21 年 4 月 1 日規則第 10 号
改正 平成 23 年 4 月 1 日規則第 8 号
改正 平成 23 年 7 月 25 日規則第 36 号
改正 平成 23 年 8 月 31 日規則第 39 号
改正 平成 28 年 3 月 30 日規則第 26 号
改正 平成 28 年 7 月 15 日規則第 37 号
改正 令和 2 年 3 月 31 日規則第 32 号
改正 令和 7 年 5 月 30 日規則第 36 号
改正 令和 7 年 9 月 26 日規則第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本市が行う建設工事の執行方法について、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において「工事」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計、製造及び修繕をいう。

(工事の執行方法)

第 3 条 工事の執行方法は、請負又は直営とし、特に必要があると認めるときは、委託によることができる。

2 市長は、工事を請負により執行する場合においては、分割し、又は分離して執行することができる。

3 市長は、工事を直営により執行する場合においても、その一部を請負に付することができる。

(直営の範囲)

第4条 工事は、次の各号のいずれかに該当するときは、直営とすることができる。

- (1) 請負に付することが不適當と認められるとき。
- (2) 急を要し、請負に付する暇のないとき。
- (3) 請負契約を締結することができないとき。
- (4) 特に直営とする必要があると認められるとき。

(格付)

第5条 市長は、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「契約規則」という。）第7条第1項に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載された者のうち建設工事に係るものについては、建設業法の規定により毎年受けることが義務づけられている経営事項審査の結果等の審査を行い、その結果に基づき、毎年6月1日に格付（業種毎に、契約の金額に応じ、区分を定めたものをいう。）を調製するものとする。ただし、当該名簿への登載が少ない業種にあつては、格付を調製しないものとする。

2 前項に規定する審査の要領は、別に定める。

(廃業等の届出)

第6条 前条に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 登録された者が死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であつた者
- (3) 法人が合併又は破産以外の理由により解散したとき その清算人
- (4) 建設業を廃止したとき 建設業者であつた個人又は建設業者であつた法人の役員

2 市長は、前項の規定による届出があつた場合は、直ちに競争入札参加資格者名簿につき、その者の登録を削除しなければならない。

(請負人の資格要件)

第7条 工事の請負人は、市長が別に定める工事に係る競争入札参加者に必要な資格を有する者でなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(見積期間)

第8条 市長は、工事に係る請負契約にあつては、次に掲げる見積期間を設けるも

のとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

(1) 予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上

(2) 予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、10日以上

(3) 予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上

(請負契約の締結)

第9条 請負契約は、別に定める工事請負契約書又は請書によりこれを締結するものとする。

2 前項の工事請負契約書及び請書には、設計図書（仕様書、設計書、図面及び質問回答書をいう。以下同じ。）を添付するものとする。

(請負契約の履行)

第10条 請負契約に定める催告、請求、通知、報告、指示、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

2 請負人は、請負契約に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 請負人は、設計図書に基づき、所定の請負代金額をもって所定の工期内にその工事を完成させなければならない。

4 請負契約において特に定める場合を除き、施工方法等については、請負人がその責任において定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 請負人は、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ市長の承諾を得たときは、この限りではない。

2 請負人は、契約の目的物又は工事現場に搬入した検査済み工事材料を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ市長の承諾を得たときは、この限りではない。

(契約保証金の納付の免除の特例)

第12条 契約規則第28条第1項第3号に該当する場合において、1件の請負契約の金額が500万円未満の請負契約を締結するときは、契約保証金の納付を免除することができる。

(工事工程表)

第13条 請負人は、設計図書に基づき工事工程表を作成し、契約締結後7日以内に本市に提出して、その承諾を受けるものとする。

(工事の着手)

第14条 請負人は、あらかじめ別に定める工事着手届を本市に提出し、契約締結後7日以内に工事に着手するものとする。

(一括委任等の禁止)

第15条 請負人は 契約の履行について工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負者の通知等)

第16条 請負人は、下請負人を決定したときは、直ちに市長に通知しなければならない。下請負人に関する事項に変更があったときも、同様とする。

2 市長は、請負人に対し、工事の施工について著しく不適當であると認められる下請負人の変更を請求することができる。

(特許権等の使用)

第17条 工事の施工について、特許権その他の第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、請負人は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、その工事材料、施工方法等を本市が指定し、設計図書に特許権その他の第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、請負人がその存在を知らなかった場合は、本市が請負人に対してその使用に関して要した費用を支払うものとする。

(監督員又は検査員)

第18条 市長は、工事の契約の適正な履行を確保するため、契約ごとにこれらの監督又は検査を行う監督員又は検査員を任命する。

2 工事その他技術の知識又は技能を要するものに係る監督員又は検査員は、やむを得ない場合を除き、技術職員でなければならない。

3 市長は、特別な理由がある場合を除き、同一の請負契約について、監督員と検査員とを兼ねさせることができない。

4 市長は、監督員を置いたときは、その氏名を請負人に通知するものとする。

5 監督員は、契約書及び設計図書に定められた事項の範囲において、次に掲げる権限を有する。

- (1) 請負契約の履行についての請負人又は請負人の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負人が作成したこれらの図書の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 6 監督員は、請負人の現場代理人、主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）若しくは監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）、専門技術者（同法第26条の2第1項及び第2項に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）、使用人又は労務者について、工事の施工又は監理につき著しく不適當と認められる者があるときは、その理由を明示して請負人に対して必要な指示を与え、又はこれらの者の交替を求めることができる。
- 7 検査員は、工事に係る検査を行う場合において、別に定めるところにより工事成績評定表等を作成しなければならない。

（監督等の委託）

第19条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により、監督又は検査を本市の職員以外の者に委託したときは、当該監督又は検査をした者をして、その結果を記載した書面を作成させなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）

- 第20条 請負人は、建設業法に規定する現場代理人並びに主任技術者又は監理技術者及び専門技術者を選任し、第14条の規定による工事着手届とともに市長に届け出なければならない。これらの者を変更するときも、同様とする。
- 2 本市の工事に係る主任技術者又は監理技術者については、専任の者とする。
 - 3 現場代理人は、契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締り等を行うほか、契約に基づく請負人の一切の権限（請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。）を行使することができる。
 - 4 現場代理人と監督員との間の連絡体制が確保され、現場代理人が工事現場に常駐しなくとも、現場代理人の権限の行使に問題がないと市長が認める場合においては、前項の規定にかかわらず、現場代理人は、工事現場に常駐することを要し

ないこととすることができる。

- 5 請負人は、第3項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市長に通知しなければならない。
- 6 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（工事材料の品質及び検査等）

第21条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていないものについては、中等の品質を有するものとする。

- 2 請負人は、設計図書において指定された工事材料については、使用前に監督員の検査を受け合格したものでなければこれを使用することができない。
- 3 監督員は、請負人から前項の規定による検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 4 第2項の検査に直接必要な費用は、請負人の負担とする。
- 5 請負人は、検査の結果不合格と決定した工事材料については、監督員の指示によって遅滞なくこれを工事現場外に搬出しなければならない。
- 6 請負人は、監督員の承諾を受けなければ、工事現場内に搬入した工事材料を工事現場外に搬出してはならない。

（監督員の立会い、工事記録の整備など）

第22条 請負人は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 請負人は、完成後外面から明視することのできない工事など、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施行しなければならない。
- 3 請負人は、前2項に規定するほか、市長が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより当該記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを市長に提出しなければならない。
- 4 監督員は、請負人から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。ただし、監督員が正当な理由がな

いのに請負人の求めに遅滞なく応じないため、その後の工程に支障を来すときは、請負人は、書面をもって監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、請負人は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第23条 市長が請負人に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能及び引渡場所は、設計図書に定めるところによるものとし、その引渡時期は、工程表によるものとする。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、請負人の立会いの上、本市の負担において当該支給材料又は貸与品を検査するものとする。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に适当でないと認めるときは、請負人は、その旨を直ちに書面により市長に通知しなければならない。

3 請負人は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときには、遅滞なく市長に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 請負人は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し請負契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり、使用することが適當でないと認めるときは、その旨を直ちに書面により市長に通知しなければならない。

5 市長は、請負人から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により当該支給材料若しくは貸与品の使用を請負人に請求するものとする。

6 市長は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 本市は、前2項の場合において、必要があると認めるときは、請負人と協議して工期若しくは請負代金額を変更し、又は必要な費用等を負担するものとする。

8 請負人は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 請負人は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を市長に返還しなければならない。

10 請負人は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、市長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 請負人は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第24条 請負人は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示による等本市の責めに帰すべき理由によるもので必要があると認めるときは、本市は、請負人と協議して工期若しくは請負代金額を変更し、又は必要な費用等を負担するものとする。

2 監督員は、請負人が第21条第2項若しくは第22条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、請負人に当該相当の理由を通知の上、必要かつ最小の範囲内で、工事の施工部分を破壊して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、請負人の負担とする。

(条件変更等)

第25条 請負人は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書が相互に一致しないこと（設計図書に優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤り又は漏れがあること。

- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、請負人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負人が立会いに応じない場合には、請負人の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 市長は、請負人の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後速やかにその結果を請負人に通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負人の意見を聴いた上で当該期間を延長することができる。
- 4 市長は、第1項の事実が市長及び請負人の間において確認された場合において、必要があると認めるときは、次に定めるところにより、設計図書の訂正又は変更を行うものとする。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるものは、市長が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で、工事目的物の変更を伴うものは、市長が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で、工事目的物の変更を伴わないものは、双方協議して市長が行う。
- 5 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、請負人と協議して工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負人に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担するものとする。

（設計図書の変更）

第26条 市長は、前条第4項の規定による場合のほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負人に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、請負人と協議して工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負人に損害を及ぼしたときは、必要な費用

を負担するものとする。

（工事の変更、中止等）

第27条 市長は、天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、請負人が工事を施工できないと認めるときは、直ちに請負人に通知して、工事の全部又は一部の施工を中止させるものとする。

2 市長は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、請負人に通知して、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。

3 市長は、前2項の規定により工事内容を変更し、又は工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、双方の協議により、工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負人が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の変更若しくは中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは請負人に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担するものとする。

（請負人の請求による工期の延長）

第28条 請負人は、天候の不良その他その責めに帰することのできない正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、市長に対して遅滞なくその理由を明示した書面により工期の延長を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、工期を延長するものとする。この場合において、その延長日数は、双方協議の上、定めるものとする。

3 前項前段の規定による工期の延長が本市の責めに帰すべき事由によるときは、市長は、請負代金額の変更を行い、又は請負人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の短縮等）

第29条 市長は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、請負人に対して書面をもって工期の短縮を求めることができる。この場合において、短縮日数は、請負人と協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、請負人と協議して請負代金額を変更し、又は請負人に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担す

るものとする。

（経済情勢の変動等）

第30条 市長は、予測できない経済情勢の激変により請負代金額が著しく不適當であると認められるときは、双方協議の上、請負代金額又は工事の内容を変更することができる。

（臨機の措置）

第31条 請負人は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、請負人は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、請負人は、そのとった措置の内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負人に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4 市長は、請負人が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認める部分については、これを負担するものとする。この場合において、負担額は、請負人と協議して定めるものとする。

（一般的損害）

第32条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条又は第34条第1項に規定する損害を除く。）については、請負人の負担とする。ただし、その損害（第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本市が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第33条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、請負人がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本市が負担する。

（不可抗力による損害）

第34条 工事目的物の引渡し前に、天災その他の不可抗力により、工事目的物、

仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、請負人は、その事実の発生後直ちにその状況を市長に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（請負人が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を請負人に通知するものとする。

3 請負人は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を本市に請求することができる。

4 本市は、前項の規定により請負人から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具で、第21条第2項、第22条第1項若しくは第2項又は第41条第1項の規定による検査、立会いその他請負人の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、当該各号に定めるところにより算定する。

（1） 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

（2） 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

（3） 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該建設工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額がその額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とある

のは「損害額の累計」と、「当該損害額の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第35条 市長は、第17条、第23条から第27条まで、第29条から第32条まで、第34条又は第38条の規定により請負代金額を増額すべき場合（費用を負担すべき場合を含む。）において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、請負人と協議して定めるものとする。

（検査及び引渡し）

第36条 請負人は、工事が完成したときは、工事完成報告書等の書面を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書面を受理したときは、その日から14日以内に請負人立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を請負人に通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その理由を請負人に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負人の負担とする。

4 市長は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、請負人が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けるものとする。

5 市長は、請負人が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、請負人は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 請負人は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに補修又は改造した上、手直工事完了報告書等の書面を提出して市長の検査を受けなければならない。この場合においては、手直しの完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第37条 請負人は、前条第2項の検査に合格したときは、所定の手続に従って請負代金の支払を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 市長が、その責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第38条 市長は、第36条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を請負人の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、市長は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

3 市長は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことにより請負人に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担するものとする。この場合において、負担額は双方協議して定めるものとする。

（前金払）

第39条 請負人は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市長に寄託した上で、当該保証証書記載の保証金額の範囲内において、建設工事にあつては請負代金額の10分の4以内の額、測量、調査又は設計業務にあつては請負代金額の10分の3以内の額の前金払を請求することができる。ただし、前金払を支払う旨を特約しない場合及び請負代金額が200万円以下の工事に係る場合については、この限りでない。

2 請負人は、前項の規定による前金払の請求を受けた建設工事が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）附則第3条第3項各号に掲げる要件を満たした場合は、請負代金額の10分の2以内の範囲内で前項の規定による前金払に追加して前金払を請求することができる。ただし、請負代金額が1,000万円未満の工事については、この限りでない。

3 前項の規定による前金払（以下「中間前金払」という。）を受けようとする請負

人は、中間前金払の支払対象者に該当することについて、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。

- 4 前項の認定後、請負人は、保証事業会社と中間前金払に係る保証契約を締結し、その保証証書を市長に寄託した上で、当該保証証書記載の保証金額の範囲内において中間前金払の請求を行わなければならない。
- 5 請負人は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、第1項又は前項の保証契約を締結した保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、請負人は、当該保証証書を市長に寄託したものとみなす。
- 6 市長は、第1項及び第2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払うものとする。
- 7 請負人は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、市長に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使途等)

第40条 請負人は、前条の規定により支払を受けた前払金を、前払金の保証契約に定める範囲内で施行規則附則第3条第1項に規定する経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第41条 市長は、出来形部分検査に合格した出来形部分（現場にある検査済工事材料を含む。以下同じ。）については、請負人の申請により部分払をすることができる。ただし、市長が特に必要があると認める契約を除き、請負代金額が1,000万円以上の契約に限るものとする。

- 2 前項の部分払の金額は、出来形部分に対応する請負代金相当額の10分の9（市長が特別の理由があると認めるときは、10分の10）以内の額とする。
- 3 部分払をすることができる回数は、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 請負代金額が3,000万円未満 1回

(2) 請負代金額が3,000万円以上6,000万円未満 2回以内

(3) 請負代金額が6,000万円以上9,000万円未満 3回以内

(4) 請負代金額が9,000万円以上1億2,000万円未満 4回以内

(5) 請負代金額が1億2,000万円以上 5回以内

4 市長は、部分払の請求書を受理したときは、その日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

5 市長は、前金払をしている場合において、当該工事につき部分払をするときは、第2項の規定による額から前払金支払額に出来形歩合を乗じて得た額を減じた額以内の額とするものとする。

6 第4項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第2項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第42条 工事目的物について、市長が設計図書において、工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第36条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第37条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(第三者による代理受領)

第43条 請負人は、市長の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 市長は、前項の規定により請負人が第三者を代理人とした場合において、請負人の提出する支払請求書に当該第三者が請負人の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第37条(前条において準用する場合を含む。)又は第41条の規定に基づく支払をするものとする。

(前払金等の不払に対する請負人の工事中止)

第44条 請負人は、市長が第39条、第41条又は第42条において準用される第37条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めて催告しても応じないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、請負人は、遅滞なくその事由を付して本市に通知しなければならない。

2 前項の規定により請負人が工事の施工を中止した場合においては、第27条第3項の規定を準用する。

(契約不適合責任)

第45条 市長は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、請負人に対して相当の期間を定めて目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求できる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市長は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、市長は、目的物の修補に代え、又は修補とともに損害の賠償を請求できる。

3 第1項の場合において、請負人は、本市に不相当な負担を課するものでないときは、市長が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

4 第1項の場合において、市長が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市長は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1） 履行の追完が不能であるとき。

（2） 請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3） 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、市長がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

5 第1項の規定による契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害の賠償の請求又は代金の減額の請求（以下この条において「請求」という。）は、第36条第4項又は第5項（第42条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内に、これを行うものとする。

6 前項に規定する請求は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等の当該請求の根拠を示して、請負人の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

7 市長が第5項に規定する請求が可能な期間（以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を請負人に通知した場合において、市長が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求をしたものとみなす。

- 8 市長は、第5項に規定する請求を行ったときは、当該請求の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求以外に必要と認められる請求をすることができる。
- 9 第5項から前項までの規定は、契約不適合が請負人の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する請負人の責任については、民法の定めるところによる。
- 10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 市長は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、遅滞なく書面をもってその旨を請負人に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求をすることはできない。ただし、請負人がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 12 第1項、第2項及び第4項の規定は、引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市長若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、請負人がその材料又は指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 13 契約不適合が契約及び取引上の社会通念に照らして請負人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、市長は、第2項に規定する損害の賠償を請求することができない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

- 第46条 市長は、請負人の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合には、請負人に対し、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ当該契約締結の日における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率の割合で計算した金額を損害金として請求するものとする。
- 2 請負人は、市長の責めに帰すべき事由により第37条第2項（第42条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合には、市長に対し、未受領金額につき、遅延日数に応じ当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「財務大臣が銀

行の一般貸付利率を勘案して決定する率」という。)の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(公共工事履行保証契約による保証の請求)

第47条 市長は、契約規則第29条第1項の規定による請負人の債務の履行を保証する公共工事履行保証契約が締結された場合において、請負人が次条第1項各号又は第48条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、当該公共工事履行保証契約の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 保証人は、前項の請求があったときは、同項の保証契約に基づき、請負人に代わって債務を履行する責めを負うものとする。

3 請負人は、第1項の規定により保証人が選定し市長が適当と認める建設業者(以下「代替履行業者」という。)から市長に対して、請負契約に基づく次の各号に定める請負人の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権(前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として請負人に既に支払われたものを除く。)

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務(請負人が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)

(4) 解除権

(5) その他請負契約に係る一切の権利及び義務(第33条の規定により請負人が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

4 市長は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する請負人の権利及び義務を承継することを承諾するものとする。

5 第1項の規定による市長の請求があった場合において、当該公共工事履行保証契約の規定に基づき保証人から保証金が支払われたときには、請負契約に基づいて市長に対して請負人が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(本市の催告による解除権)

第48条 市長は、請負人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を

定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が当該請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事を着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 工期内に工事を完成しないとき、又は期限後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 第20条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、請負契約に違反したとき。

2 前項の規定により請負契約が解除された場合においては、請負人は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約規則第26条又は第27条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市長は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(本市の催告によらない解除権)

第48条の2 市長は、請負人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

- (1) 請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (3) 請負人が請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 請負人の債務の一部の履行が不能である場合又は請負人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質及び当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負人が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、請負人がその債務の履行をせず、市長が前条

第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 第50条第1項又は第50条の2第1項の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により請負契約が解除された場合に準用する。

(本市の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48条の3 第48条第1項各号又は前条第1項各号に定める場合が本市の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市長は、第48条第1項又は前条第1項の規定による契約の解除をすることができない。

(本市の任意解除権)

第49条 市長は、工事が完成するまでの間は、第48条第1項又は第48条の2第1項の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。

2 本市は、前項の規定により請負契約を解除したことにより請負人に損害を及ぼしたときには、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、双方協議して定めるものとする。

(請負人の催告による解除権)

第50条 請負人は、本市が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、当該請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が当該請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により請負契約が解除された場合に準用する。

(請負人の催告によらない解除権)

第50条の2 請負人は、次の各号のいずれかに該当する事由のあるときは、直ちに請負契約を解除することができる。

(1) 第26条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第27条第1項の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき（当該中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月経過しても、なおその中止が解除されないとき。）。

(3) 市長が請負契約に違反し、その違反によって工事を完成することが不可能となったとき。

2 第49条第2項の規定は、前項の規定により請負契約が解除された場合に準用する。

(請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第50条の3 第50条第1項又は前条第1項各号に定める場合が請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、請負人は、第50条第1項又は前条第1項の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第51条 市長は、請負契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を請負人に支払うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その理由を請負人に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負人の負担とする。

3 第1項の場合において、第39条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額になお余剰があるときは、請負人は、解除が第48条又は第48条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ当該契約締結の日における財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第49条から第50条の2までの規定によるときにあっては、その余剰額を市長に返還しなければならない。

4 請負人は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、市長に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負人の故意又は過失により滅失し、若しくは損傷したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 請負人は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市長に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負人の故意又は過失により滅失し、又は損傷したときは、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又はその返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 請負人は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に請負人が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、請負人は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、市長に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、請負人が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、市長は、請負人に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、請負人は、市長の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市長の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する請負人のとるべき措置の期限、方法等については、請負契約の解除が、第48条又は第48条の2の規定によるときは市長が定め、第49条から第50条の2までの規定によるときは、請負人が市長の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する請負人のとるべき措置の期限、方法等については、市長が請負人の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後に請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については市長及び請負人が民法の規定に従って協議して決める。

（談合その他不正行為に対する措置）

第52条 請負人は、請負契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、市長が請負契約を解除するか否かにかかわらず、市長の請求に基づき、請負代金額の10分の2に相当する額を損害金として市長に支払わなければならない。当該請負契約が履行された後においても、同様とする。

- （1） 当該請負契約に関し、請負人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条

の規定に違反し、又は請負人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 6 3 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

（2） 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が請負人又は請負人が構成事業者である事業者団体（以下「請負人等」という。）に対して行われたときは、請負人等に対する命令で確定したものをいい、請負人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、当該請負契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（3） 納付命令又は排除措置命令により、請負人等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該請負契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が請負人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（4） 当該請負契約に関し、請負人（請負人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 6 若しくは第 1 9 8 条又は独占禁止法第 8 9 条第 1 項若しくは第 9 5 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定に該当したことにより当該請負契約を解除された場合において、第 4 8 条第 2 項又は第 4 8 条の 2 第 2 項の規定により違約金を支払うときにおいても、本市が前項の損害金の支払を請負人に請求することを妨げるものではない。

（火災保険等）

第 5 3 条 請負人は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

2 請負人は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに市長に提示しなければならない。

3 請負人は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

（紛争の解決）

第 5 4 条 市長及び請負人は、請負契約に関し、双方の間に紛争を生じたときは、建設業法による三重県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

2 市長及び請負人は、その一方又は双方が前項の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

3 市長及び請負人は、特別に定めたものを除き、紛争の処理に要する費用を各自負担するものとする。

（委任）

第 5 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に合併前の津市工事請負等の契約及び執行に関する規則（昭和 2 7 年津市規則第 1 号）、久居市会計規則（昭和 4 3 年久居市規則第 1 号）、久居市工事契約事務取扱要綱（昭和 5 2 年久居市訓令第 2 号）、久居市入札執行事務処理要領（平成 1 0 年 1 2 月 1 日施行）、河芸町会計規則（平成 9 年河芸町規則第 6 号）、芸濃町財務規則（平成 3 年芸濃町規則第 1 4 号）、美里村財務規則（平成 1 2 年美里村規則第 2 6 号）、安濃町会計規則（昭和 4 2 年安濃町規則第 2 号）、安濃町建設工事請負契約規程（昭和 3 0 年安濃町告示第 1 2 号）、一志町会計規則（昭和 4 3 年一志町規則第 4 号）、香良洲町会計規則（昭和 4 2 年香良洲町規則第 1 号）、建設工事指名競争入札参加者の登録資格の基準に関する規程（昭和 5 1 年

香良洲町規程第1号)、白山町会計規則(昭和44年白山町規則第9号)、美杉村財務規則(昭和39年美杉村規則第1号)若しくは美杉村建設工事請負契約規程(昭和30年美杉村告示第72号)又は解散前の一志社会福祉施設組合会計規則(平成8年一志社会福祉施設組合規則第7号)久居地区広域消防組合会計規則(昭和48年久居地区広域消防組合規則第6号)、久居地区広域消防組合入札執行事務処理要領(平成10年久居地区広域消防組合訓令第6号)、久居地区広域衛生施設組合会計規則(平成15年久居地区広域衛生施設組合規則第4号)、安芸美地区清掃処理施設利用組合会計規則(平成4年安芸美地区清掃処理施設利用組合規則第1号)、津地区広域行政事務組合会計規則(平成7年津地区広域行政事務組合規則第12号)若しくは一志地区広域連合会計規則(平成17年一志地区広域連合規則第1号)(以下これらを「合併前の規則等」という。)の規定により締結された契約で、この規則の施行の際現に当該契約の履行を完了していないものについては、なお合併前の規則等の例による。

附 則(平成19年1月15日規則第2号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(津市建設工事執行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の津市建設工事執行規則第46条第2項及び第51条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月30日規則第4号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 (略)

附 則(平成20年6月1日規則第46号)

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第10号)

- 1 この規則中第39条第1項の改正規定は平成21年4月1日から、その他の改正規定は同月8日から施行する。
- 2 改正後の第52条第1項の規定は、平成21年4月8日以後の契約に対する損害金について適用し、同日前の契約に対する損害金については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日規則第 8 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 25 日規則第 36 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 7 月 25 日から施行する。

附 則（平成 23 年 8 月 31 日規則第 39 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 8 月 31 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 26 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 39 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約に係る工事から適用し、同日前に締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 7 月 15 日規則第 37 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 40 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に締結した契約に係る工事の前払金について適用し、同日前に締結した契約に係る工事の前払金については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 32 号）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約に係る工事について適用し、同日前に締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 5 月 30 日規則第 36 号）

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申込みの誘引が行われる工事について適用し、同日前に申込みの誘引が行われる工事については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 9 月 26 日規則第 42 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の津市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後

に申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に申込みの誘引が行われる契約については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の津市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申込みの誘引が行われる工事について適用し、同日前に申込みの誘引が行われる工事については、なお従前の例による。